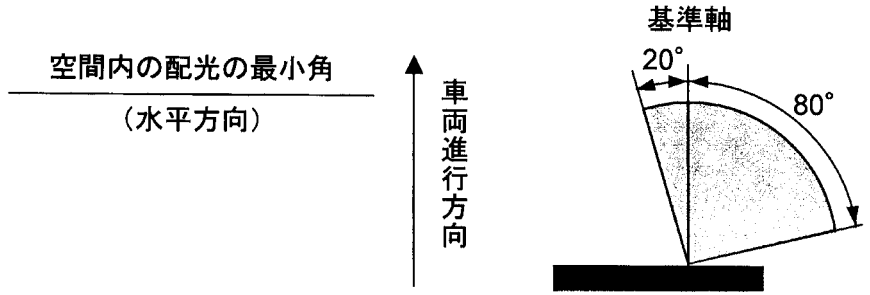
図２　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のものに備える車幅灯のうち、その基準軸方向の見かけの表面の下縁の高さが地上750㎜未満となるように取り付ける場合の当該車幅灯の基準軸を含む水平面より下方の最小角：



別添五十八別紙三及び別添五十九別紙三中「協定規則第48号第４改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第48号第４改訂版補足第３改訂版」に改める。

別添六十別紙四中２・を次のように改める。

2.　反射器をＣＩＥ（国際照明委員会）公式勧告に規定される標準光Ａによって、観測角20′及び照射角Ｖ＝Ｈ＝０°又は無色の表面反射を生む場合には照射角Ｖ＝±５°、Ｈ＝０°で照らした時、反射光束の三色度座標は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号第４改訂版補足第３改訂版2.30.に規定する白色の色度範囲内でなければならない。

別添六十別紙四２・１・及び２・２・を削る。

別添六十一５・２・中「協定規則第48号第４改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第48号第４改訂版補足第３改訂版」に、「座標の限界値内」を「色度範囲内」に改める。

別添六十一別紙四２・中「下記の限界内」を「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号第４改訂版補足第３改訂版2.30.に規定する橙色又は赤色の色度範囲内」に改め、

「赤色：黄方向の限界：ｙ≦0.335
　　紫方向の限界：ｙ≧0.980　ｘ
　橙色：緑方向の限界：ｙ≦ｘ　0.120　　を削る。
　　赤方向の限界：ｙ≧0.390
　　白方向の限界：ｙ≧0.790　0.670ｘ」

別添六十一別紙四２・１・及び２・２・を削る。

別添六十四３・８・中「種類Ｒ１」を「種類Ｒ又はＲ１」に改める。

別添六十四４・１・の表中「Ｒ１」を「Ｒ又はＲ１」に改める。

別添六十四４・５・から４・５・２・までの規定中「種類Ｒ１」を「種類Ｒ又はＲ１」に改める。

別添六十四別紙三中「協定規則第48号第４改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第48号第４改訂版補足第３改訂版」に改める。

別添六十五３・４・中「種類Ｆ１」を「種類Ｆ又はＦ１」に改める。

別添六十五４・３・の表中「Ｆ１」を「Ｆ又はＦ１」に改める。

別添六十五４・５・から別添六十五４・５・２・までの規定中「種類Ｆ１」を「種類Ｆ又はＦ１」に改める。

別添六十五７・及び別添六十六６・中「協定規則第48号第４改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第48号第４改訂版補足第３改訂版」に改める。

別添六十七３・６・中「種類Ｒ１」を「種類Ｒ又はＲ１」に改める。

別添六十七４・１・の表中「Ｒ１」を「Ｒ又はＲ１」に改める。

別添六十七４・５・から４・５・２・までの規定中「種類Ｒ１」を「種類Ｒ又はＲ１」に改める。

別添六十七別紙三中「協定規則第48号第４改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第48号第４改訂版補足第３改訂版」に改める。

別添六十八別紙四２・中「下記の限界内」を「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号第４改訂版補足第３改訂版2.30.に規定する赤色の色度範囲内」に改め、

「赤色：黄方向の限界：ｙ≦0.335
　　紫方向の限界：ｙ≧0.980　ｘ」を削る。

別添六十八別紙四２・１・及び２・２・を削る。

別添七十別紙三、別添七十一別紙三及び別添七十一別紙三中「協定規則第48号第４改訂版補足第２改訂版」を「協定規則第48号第４改訂版補足第３改訂版」に改める。

別添七十三４・２・を別添七十三４・１・１・とし、別添七十三４・３・中「みなされる場合にあっては、」の下に「複数の全ての灯器が同時に点灯しているときの」を加え、別添七十三４・３・を別添七十三４・１・２・とし、別添七十三４・４・を別添七十三４・２・とし、別添七十三４・４・１・を別添七十三４・２・１・とし、別添七十三４・４・２・を別添七十三４・２・２・とし、別添七十三４・４・２・１・を別添七十三４・２・２・１・とし、別添七十三４・４・２・２・を別添七十三４・２・２・２・とし、別添七十三４・４・２・３・を別添七十三４・２・２・３・とし、別添七十三４・５・を別添七十三４・３・とし、別添七十三４・６・を別添七十三４・４・とし、別添七十三４・６・１・を別添七十三４・４・１・とし、別添七十三４・６・１・１・中「4.6.及び4.6.1.」を「4.4.及び4.4.1.」に改め、別添七十三４・６・１・１・を別添七十三４・４・１・１・とし、別添七十三４・６・２・を別添七十三４・４・２・とし、別添七十三４・６・３・を別添七十三４・４・３・とし、別添七十三４・６・３・１・を別添七十三４・４・３・１・とし、別添七十三４・６・３・２・を別添七十三４・４・３・２・とし、別添七十三４・６・３・３・を別添七十三４・４・３・３・とし、別添七十三４・６・３・４・を別添七十三４・４・３・４・とし、別添七十三４・７・を別添七十三４・５・とし、別添七十三４・８・中「4.7.」を「4.5.」に改め、別添七十三４・８・を別添七十三４・６・とし、別添七十三４・９・を別添七十三４・７・とし、別添七十三４・９・１・を別添七十三４・７・１・とし、別添七十三４・９・２・中「4.9.1.」を「4.7.1.」に改め、別添七十三４・９・２・を別添七十三４・７・２・とし、別添七十三４・10・を別添七十三４・８・とする。

別添七十三別紙１中「次図に」を「図１から図６までに」に、「次図中」を「図１から図３中」に改め、別添七十三別紙１の種類１、１ａ及び１ｂの図を次のように改める。

図１　種類１、１ａ及び１ｂ（全ての方向指示器の水平面及びその上方、専ら乗用の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。以下同じ。）であって乗車定員が10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。以下同じ。）であって車両総重量が3.5ｔ以下のもの以外のものに備える方向指示器の水平面より下方並びに専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔ以下のものに備える方向指示器のうち、その基準軸方向の見かけの表面の下縁の高さが地上750㎜以上となるように取り付ける場合の当該方向指示器の基準軸を含む水平面より下方の最小角）：

